

令和6年度 第1回萩市上下水道事業審議会 議事録

[通算1回目]

【議事録】

会長：それでは、会議次第につきまして、議事を進行させていただきます。

まず、委員の出席につきましては、先ほど事務局から報告がありましたように、定足数に達しておりますことを議長として確認いたします。

それでは、議題に移りたいと思います。本日の議題は1件です。

事務局より説明をお願いします。

事務局：今日は、詳しいところまでのご説明は難しいと思いますが、市民の皆様にとって、大変重要な生活に欠かせない事業である水道・下水道施設のことについて、ご説明をさせていただこうと思います。

なかなか、日頃は水道・下水道のことをあまり考えることはないかなと思いますので、少し興味を持ってもらったらいいかなと思っております。どうぞよろしくをお願いします。

皆さんご存知とは思いますが、資料には掲載しておりませんが、簡単に水道と下水道の仕組をご説明したいと思います。

水道の仕組については、井戸や川などから水を取りまして、それをろ過や、塩素消毒などをしてきれいにいたします。その後、ポンプで山の上などの高いところに設置した配水地へ水をくみ上げて、自然流下により水道管を通して各家庭へ配水するというのが水道施設でございます。

一方、下水道の方につきましては、水道で使われた水を自然流下によりまして、下水道管を通して終末処理場へ運びます。終末処理場では、微生物に汚物を処理させて、水をきれいにした後に、川や海へ放流するというのが、下水道施設の仕組となっております。

今回の説明は前のスライドを用いて説明させていただきます。

それでは、まず、はじめに「水道事業の概要」ということをご説明させていただきます。

水道と言いますのは水道法という法律で決められておりまして、「導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体で、臨時に設置されたものを除くもの」ということになっております。また、資料にも書いてありますが、計画給水人口が101人以上の施設は水道法が適用される施設となります。

水道の普及率は全国で98.3%、山口県で94.3%ということで、高い普及率となっております。余談ですが、水道については令和6年3月末までは厚生労働省の所管の事業でございました。しかし、令和6年4月からは水質規制の関係については環境省、それ以外については、国土交通省が所管する業務ということに変わっております。

続いて「萩市の水道事業」ということで、下の表のとおりとなっております。

上下水道局が所管している水道というのは、赤枠で囲ってありますところが、公営企業としての事業となります。

平成29年3月までは、給水区域ごとにそれぞれ認可を取っていたため、「上水道」、「簡易水道」、「飲料水供給施設」ということで、「上水道事業会計」、「地方公営企業法を適用した簡易水道事業会計」、それから「地方公営企業法を適用していない簡易水道事業特別会計」の3つの会計で運営しておりました。平成29年4月以降は、国の要請もありまして、簡易水道と飲料水供給施設を上水道へ統合しております。従いまして、今は1つの上水道事業に40の施設が存在するというような形になっております。萩市の水道普及率は98.4%でございます。

次のページは「萩市給水区域図」です。またご参照になられたらと思います。青い部分が点在しており、たくさんの施設があります。

続いて、「水道事業の経営状況」についてご説明をさせていただきます。

上水道事業については、地方財政法及び地方公営企業法の規定によりまして、公営企業会計いわゆる発生主義の複式簿記、民間の方はすでにそういう会計で経理することが義務づけられておりまして、独立採算制で事業を運営していくということになっております。今、表示しておりますグラフにつきましては、5年間の収支状況をお示ししております。上に赤枠で囲ってありますのが、純利益ということになりまして、萩市の水道事業は大体3,500万円から令和5年度末の

9,300万円ぐらいの利益が出ております。

続いて「水道料金」についてご説明させていただきます。萩市の水道料金は、「旧上水道区域」、それから「旧簡易水道区域」の2つの料金体系となっております。掲載している表は2ヶ月あたりの料金、消費税を含めていない料金となっております。基本水量までは基本料金として定額の料金をいただいております。基本水量を超えたものについては、超過料金として加算する二部制の料金を採用しております。また、料金区分については、家事用、営業用、官公署といったような用途別の料金を採用しております。

続いて、水道事業の最後になりますが、「水道事業の計画」についてです。主な計画については掲載しておりますが、水道事業は「萩市水道事業ビジョン」が最上位の基本計画となります。この基本計画をもとに様々な計画を策定して事業を展開しております。下側の赤枠の中の今後の整備計画については、水道施設の耐震化、昨年も能登半島地震がありましたが、そういった水道施設の耐震化などの整備を進めるとともに、計画も見直し時期になっておりますので、見直しも進めていく予定としております。水道ビジョン見直しの際には、重要な計画ということになりますので、この審議会でもたご意見をお聞きすることになると思います。以上が、水道事業の概要となります。

事務局：続いて「下水道事業の概要」について、ご説明します。水道と違って、下水道事業は少し複雑ですので、話が長くなるかもしれませんが、はじめに「下水道の種類」についてご説明します。下水道事業は、上の表の「公営企業として実施されるもの」と、下の表にありますように「一般会計で実施されるもの」があり、その中でも大きく「下水道事業」、「集落排水施設」、「浄化槽」という3つに区分されるようになります。上の表にありますように、左の下水道というのは公共下水道ということで、下水道法が適用されて、国土交通省が所管されている事業ということになります。萩市で言いますと、川内地区等がこの公共下水道事業ということになります。真ん中の集落排水施設は、農業集落排水、漁業集落排水、林業集落排水ということで、整備については、農林水産省が所管しております。ただ、維持管理については、環境省の浄化槽法が適用される事業になります。萩市

では周辺部、旧町村辺りがこういった集落排水で下水道の整備をしています。右の浄化槽については、これは各家庭の敷地内に設置している浄化槽で、公営企業として実施されるものは市町村設置型公共浄化槽と言われますが、設置工事は市町村が行い、下水道の使用料をもらって、維持管理は市町村が行う事業になります。下の表、普通会計で実施される浄化槽については、個人が行う設置工事で、市から国庫補助金を財源として、補助金を皆様に交付して設置し、維持管理も個人が行うというのが、一般会計の浄化槽設置整備事業ですが、そういった事業もございます。浄化槽については、浄化槽法が適用されて、所管事業が環境省ということになります。この表の中で、太字で下線がある事業については、萩市が実施している事業ということになります。萩市は現在7つの下水道事業となっております、県内の最も多い事業数ということになっております。また、汚水処理普及人口と言いまして、これらの汚水処理施設が人口に対してどれぐらい普及しているかという比率ですが、これが全国で93.3%、山口県で90%ということになっております。

続いて、萩市の下水道はということで、萩市の下水道事業会計で運営している事業は先ほどお話ししました7つの事業になります。その7つの事業で24の処理場の維持管理を行っております。

萩市の汚水処理人口普及率は、先ほど言いましたように、下水道、排水施設、浄化槽などで汚水を処理する施設が使える人口の比率になりますが、これが89.5%。汚水衛生処理率と言いまして、汚水処理施設が使える人がいくら利用しているか、水洗化率とか似た言葉がありますが、それが84.8%ということになります。

次のページ、これが下水道の整備区域図になります。少し見づらいですが、また見ていただいたらと思います。

続いて、「下水道事業の経営状況」についてです。下水道事業会計は、人口3万人以上の市町村は、令和2年3月末までに地方公営企業法を適用し、公営企業会計に移行するように国から要請がございました。萩市の場合は国よりも早く、その取組に入っておりまして、平成29年4月から公共下水道と須佐にある特定環境保全公共下水道を企業会計へ移行しました。その翌年の平成30年4月から、

今の集落排水、それから先ほどの浄化槽の事業について、地方公営企業法を適用して今7つの事業を1つの会計で行っているというような状況です。また、下水道には降雨や浸水などを排除する「雨水」といいますが、「雨水」とトイレや生活雑排水を終末処理場で処理する「汚水」という2つがございます。汚水はその名のとおり、汚れた水を排除した方に利益があるため、下水道使用料などの私費ということになりますので、負担をしてもらい、雨水については、自然現象に起因するものですので、受益者が広く一般市民に及ぶため、一般会計などの公費で負担するという考え方から、「雨水公費、汚水私費」という原則があります。萩市では汚水の収支不足も一般会計から繰り入れを行っていただいておりますので、収支を均衡させているため、利益や損失は出ていないという状況です。

続いて「下水道使用料」についてです。下水道使用料については、平成26年1月に市内の料金を統一しようということで改定を行って、今一つの料金表を使用しております。先ほどの水道と同じで2ヶ月当たりの税抜の料金を掲載しております。水道と同じ基本水量までは基本料金として定額の使用料、基本料金を超えたものは超過料金として加算しておりますが、さらに下水道の場合は、使用水量に応じて、段階的に超過料金が累進する累進料金というのを採用しております。たくさん使われる方が多く負担してもらって、少ない方の料金を下げるという考え方ですが、この3つの料金で三部制という使用料体系を採用しております。また、使用料の区分については、汚水の水質によりまして、「一般汚水」それから「温泉汚水」とするなど、用途別の料金体系としております。

それでは最後に「下水道事業の計画」についてです。下水道の計画は萩市污水处理施設整備構想をはじめ、主要な施設の整備計画や、萩市の下水道事業経営戦略などがあります。今後の整備計画については、公共下水道は今、国から污水处理施設の概成ということで、令和8年度末の整備完了に向けた整備を進めています。それから、供用開始からかなりの年月が経っておりますので、古くなった処理施設などの更新事業を進めていくということになっております。今後、下水道使用料の改定、それから経営戦略の改定も行う予定となりますので、その際には、この審議会で意見をお聞きするというような形になろうかと思っております。

最後に下水道の計画の相関図を載せております。これは、また参考にしていただ

だいたらと思います。

以上、本日は概要ということで、本当に簡単にご説明させていただきました。これからの審議会で、委員の皆様のご意見をお聞きする案件が議題になるとときにはその都度、より詳細な資料を用いてご説明をさせていただいて、ご意見を出していただくということになりますので、今後ともどうぞよろしく申し上げます。以上が、水道事業、下水道事業の概要となります。

会長：はい。どうもありがとうございました。スクリーンがありますので、ここで進行させていただきたいと思います。ただいま事業概要の説明がありましたけれども、これにつきまして、ご質問等がありましたら、どなたからでも発言していただけたらと思います。どうぞよろしく願いいたします。

委員：言葉の問題ですが、下水道事業の概要資料3ページ、汚水処理人口普及率と汚水衛生処理率との違いですが、計算式で違うのは汚水処理人口普及率が供用開始済人口、汚水衛生処理率が接続済人口で、この違いだけですが、これは具体的に何が違うのでしょうか。

事務局：はい。ありがとうございます。供用開始済人口は下水道を整備します。そうしますと、下水道がつなげる範囲というのを市が指定します。その中に、お住まいの人口の方が汚水の供用開始済人口ということになります。例えば、今、この教室では委員の皆様全員が下水道を整備されて、ここは供用開始済となりましたら、9人の供用開始済人口ということになります。接続済人口というのは、各家庭に下水道管を引きましたが、その中で繋いでもらわないと下水道の意味がございません。そこに繋いでもらっているのが、接続済人口ということになります。少し難しいですが、例えば9名の方が供用開始済人口ですが、その宅内にトイレを接続してもらおう。例えば、朝位先生と佐藤先生は繋がりましたが、他の方はまだですよという、接続済人口は2名ということになります。浄化槽から切り換えたところ、汲み取り便所から接続したものが、接続済人口ということになります。

委員：はい、わかりました。今の話だったら、逆のような気がしましたが、言葉の意味はわかりました。どうもありがとうございました。

会長：他にどなたかございますか。

今日は第1回目で、始まったばかりということで、上水道と下水道の概要を手短にご説明いただきましたけれども、具体的に何が問題で、具体的にどれをどう解決していかないといけないのかといった議論は2回目以降といったことになるかと思えます。今日はどちらかというとも基本的なこととっておりますので、特にご質問がないようでしたら、以上で議題としては終了したいと思います。もし、やっぱりこれを聞きたかったということがありましたら、気兼ねなく事務局の方へ質問していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは以上をもちまして、議題を終了します。

以上